HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新規参入に関する事例研究 ： リース農場事業をめぐる問題点
Author(s)	志賀, 永一
Citation	農業経営研究, 13, 145-162
Issue Date	1987-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36434
Type	departmental bulletin paper
File Information	13_145-162.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

新規参入に関する事例研究

ーリース農場事業をめぐる問題点ー

志賀永一

1. 問題意識と課題
(1) 新規参入の概要
(2) リース農場事業の概要
(3) 考察の限定
2. 新規参入の事例
3. 新規参入の問題点
(1) 参入の手順をめぐる問題
(2) 離農と参入の論理をめぐる問題
1) 手順上の問題
2) 経済上の問題
4. 若干のまとめと今後の課題

1. 問題意識と課題

(1) 新規参入の概要

近年、農業への新規参入へ関心が集まっている。ここでいう新規参入とは、農家子弟の農業への就業や分家入植といった何らかの農業上の資産の継承を想定しうる農業への就業ではなく、農業上の資産をもたない非農家子弟の農業への就業である。

新規参入の動きに注目している例をみてみると、農業白書は昭和57年度版から新規参入をとりあげ、参入者の事例紹介を行っている。また、四全総中間とりまとめ「21世紀への展望」は、新規参入を容易にする条件整備の必要性まで指摘しているのである。

非農家子弟の農業への就業、ここでいう新規参入は、これまでも戦中・戦後の戦災者の緊急入植などの形で存在したが、近年農業白書などが新規参入に関心をよせるにいたった理由は何んであろうか。それは次のように考えることができる。農業への新規学卒の農業就業者が減少するなど、若い農業の担い手が減少し、農業労働

力の高齢化が進行している。こうした状況下で新規参入の事例を検討してみるならば、周辺農家に刺激を与え、地域農業の活性化に寄与し、当該地域において新規参入は高い評価を得ている。こうした事実認識が新規参入に注目する理由であり、農業白書や「21世紀への展望」が、新規参入自体は極めてわずかな事例にすぎないと理りながらも、農業就業構造転換の一方策に新規参入を位置づけているのである。[注1)]

では新規参入の事例はどれくらい存在するのであろうか。農水省が全国の農業改良普及所を通して把握した調査[注2)]によれば、表1に示したように昭和55年以降に新規参入し、現在（60年9月）まで営農を継続している者は295名であり、年平均にすると約50名である。これは営農継続者であるから、実際はこれ以上の新規参入者があったことになる。昭和60年の農家戸数は437万戸であるが、新規学卒農業就業者は4.200名であり、新規参入者を多いとみるか少ないとみるかは意見のわかれるところであろう。

表1　年次別新規参入者数

（人、％）

区　分	昭和55年	56	57	58	59	60(9月まで)	合　計
実　数	29	35	49	62	81	39	295
比　率	10	12	17	21	27	13	100

（注）各年次に新規参入した者で、かつ、調査時点で営農を継続している者の数である。
農水産農蚕園芸局普及教育課「農業への新規参入に関する実態調査結果の概要（未定稿）」1986.2. P2より引用

新規参入者の量的実態は把握できたが、新規参入を農業就業構造転換の一方策と考えるには、当然のことながら新規参入者の経営の再生産、つまり参入成功の条件如何といったことが、その前段において検討されなければならないであろう。

本稿は新規参入がスムースに行われ、成功するための条件は何かということを考察することが目的である。しかし、検討する事例は事業により新規参入を支援している北海道農業開発公社「リース農業事業」を活用した事例であり、しかも限られた事例である。このため以下で述べるように限定をもつものであり、その限定の中で新規参入がかかえる基本的性格を検討したものであることをことわっておく。

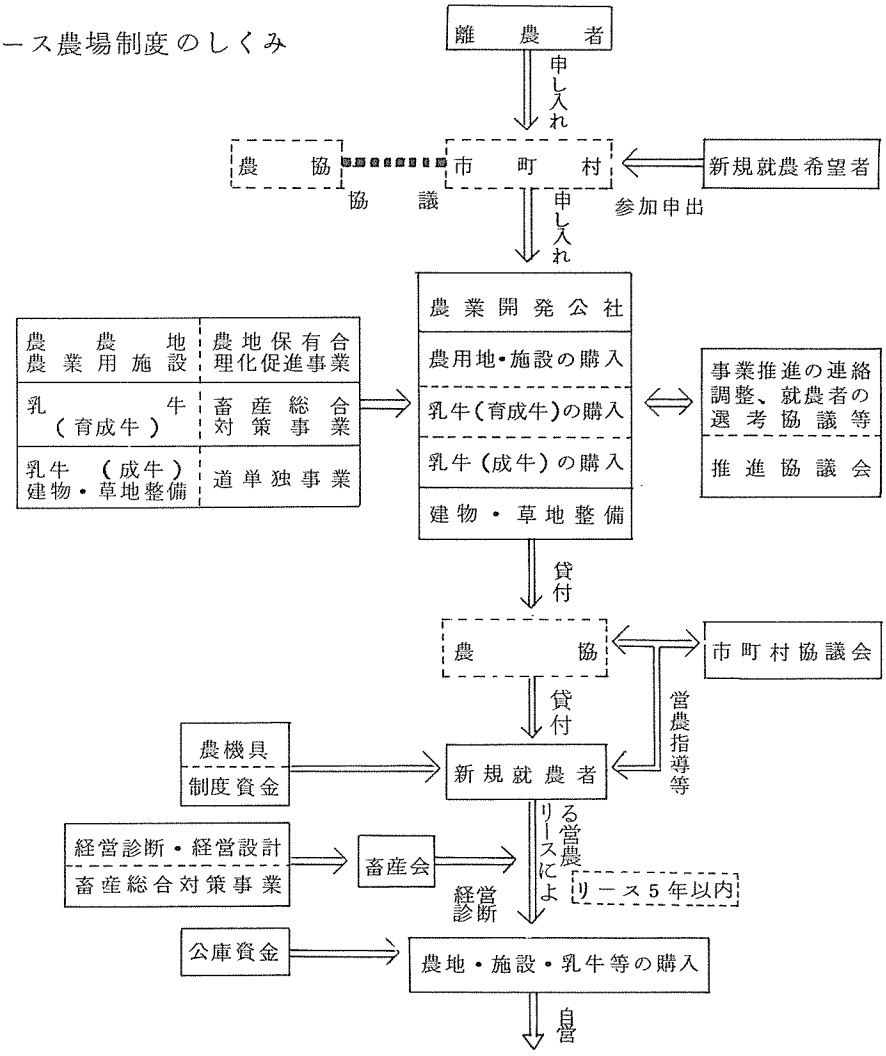
(2)　リース農場事業の概要

北海道農業開発公社の「リース農場事業」は、新規参入を支援する全国でも数少な

い制度である。まず、同事業の概要を紹介しておこう。

リース農場事業の正式名称は「公社営農業経営更新対策事業」であり、その目的とするところは次のとおりである。「本道の酪農が、地域経済社会の重要な基幹産業として発展していくためには、生産基盤の整備拡充、経営装備の近代化と併せて、優れた担い手の育成・確保を積極的に進め、高度の技術を駆使した生産性の高い経営の育成を図ることが緊要である。このため、後継者不在などから離農する酪農家の農場施設を新規に就農を希望する有為な青年が有効活用して新しい農場をつくり、地域酪農の活性化をはかることを目的[注3)]」としている。その具体的な手順は図1に示

図1　リース農場制度のしくみ



（注）北海道農業開発公社「リース農場事業のしおり」より引用
リース農場事業の助成措置、リース期間、資金については付表1、2、3を参照

したとおりである。同事業は酪農を対象とし、離農の発生に伴い、地元市町村や参入希望者などが協議の上、開発公社に事業活用の申し入れを行う。申し入れを受けた開発公社は離農者の跡地・施設を一括購入し、農協を通して参入者に一定期間貸付を行った後に譲渡するのである。同事業を活用するメリットは譲渡を受ける際に資金の活用が約束されていることがあげられる。しかし、最も大きなメリットはリース期間があることである。参入者は、リース期間に施設の償却費・保険料相当分の料金を徴収されるだけであるため、その間に資金を蓄積し、譲渡の準備を行うことができるのである。

このリース農場事業は試験的実施を含め昭和57年から実施されており、表2に示したように60年までに30名の新規参入者を送る実績をあげている。新規参入者は宗谷支庁管内がおよそ半数を占めるほか、道東に位置する支庁で多く、いわゆる酪農地帯に傾斜した実績となっている。

表2　年次別リース農場事業利用数

（件）

	57	58	59	60	合計
宗谷	2	1	4	4	11
釧路	1	1	2		4
根室	1		3		4
網走	1	1	1		3
十勝				3	3
上川		1		1	2
胆振		1			1
後志				1	1
桧山				1	1
合計	5	5	10	10	30

（注）北海道農業開発公社資料より作成

(3)　考察の限定

リース農場事業の概要からわかるように、同事業を活用した新規参入の事例を考察することは、次にのべる諸点の限定や特徴をもつ。考察にあたっては、それらを考慮するとともに、特徴を生かした視点で検討する必要がある。

リース農場事業の特徴の第一は、事業の対象が酪農という経営形態であることに由来する点である。先にみた農水省の新規参入者の実態調査によれば、295名の参入者の経営の主要作目をみると、酪農50、養鶏・果樹それぞれ38、露路野菜35、施設花き32、肉用牛28、施設野菜21とつづいている。酪農は最も多い経営形態であると考えられるが、全体の17％にすぎない[注4)]。経営形態の違いは、土地・施設といった固定資本額自体の大小、両者の比率をかえる。さらに営農に必要な資金の大小やその回収といった資金循環のあり方をかえるのである。このことは参入に際して必要になる携行資金のあり方に少なからず影響を及ぼすこと

を示している。本稿は酪農経営のみが対象であり、多様な経営形態で進んでいる新規参入一般における資金問題などに関しては論じえない。しかし、逆に酪農経営であることから発生する特徴を把える必要がある。

第2は、リース農場自体の評価に関することである。現在、同事業のリース期間は5年がとられている。このため、昭和57年に参入した5名が61年にリース期間を終え、譲渡が行われる段階であり、リース農場事業の目的である「離農する酪農家の農場施設」の「有為な青年」による有効活用はようやく緒についた状況である。リース農場事業自体の評価は時期尚早であって、参入にかかわるシステム・手順といった点に考察を限定すべきであろう。

リース農場事業の特徴の第3は、離農施設の一括取得方式が採用されていることである。同じく先の農水省の調査で取得農地の概要をみると、離農跡地を利用している参入者は295名中161名であり、他は山林等開墾56、その他78となっている。さらに農地の所有形態をみると、回答者153名中、農地の取得は65名で借り入れが88名である。この実態からもわかるように、現実の参入における農地の取得（確保）の対応は多様である。リース農場事業を事例として考察する際には、離農跡地であり、しかも施設までを含めて一括取得する方式が採用されているために発生する特徴を重視すべきであるといえる。

少々冗長の感があったが、以上の特徴を考慮しながら事例の検討に入りたい。

2. 新規参入の事例

まず具体的な参入の経過を検討することにより、新規参入にかかわる問題点の糸口をつかむことにしたい。

事例としてとりあげるのは畑作農業の代表地帯、北海道・十勝平野の中心地、帯広市の南に隣接する中札内村での事例である。同村は全村法人化や畑作と畜産の有機物を媒介にした地域循環システム[注5)]をとっていることで知られている。

中札内村は農家戸数が245戸[注6)]、このうち畑作との混同経営を含め生乳を出荷している農家は43戸（うち共同経営7戸）、18％にすぎず、畑作経営が中心の村である。しかし、酪農は村の総農業粗生産額の20％強を占める。さらに、昭和60年度の北海道乳牛検定事業の市町村別成績では、経産牛1頭当り8,020 Kgと全道トップである。中札内村は畑作経営が主体ながらも、酪農の位置も大きく、その飼養管理技術は極めて高水準にあると考えてよいであろう。しかし、このような高い技術水準を持つ

酪農地帯でも離農は発生するのである。

昭和60年9月中旬、経営不振を理由にA氏が離農を決意した。A氏の経営概要は経営耕地面積28haA、経産牛頭数40頭、59年の出荷乳量も300tを越え、経産牛1頭当り出荷乳量は8.000Kg弱(村平均は約6,800Kg)であった。A氏は産乳レベルの高い中札内村の中でもトップクラスの酪農家であった。A氏が村内でも著名な酪農家であっただけに、集落や農協により離農再考の説得が行われた。しかし、A氏の決意は固く、年内に再就職先を内定させ、A氏の離農は決定してしまったのである。

この決定により農業委員会はA氏の土地の斡旋を行うことになったが、A氏の畜舎施設の有効利用をはかるために、リース農場事業を活用して新規参入者の募集を行うことにしたのである。次に参入者の対応として事例紹介を行うB氏も、この時に参入の打診を受けた一人である。

B氏が新規参入の打診をうけたのは、昭和60年12月のことであった。これ以降、翌年の2月10日の農業委員会の最終斡旋の日まで、B氏は参入に関する試算や相談を重ねるのである。その結果は参入断念であった。

B氏は中札内村の共同経営C農場で酪農に従事する、20才代前半の青年であり、村内若手後継者を代表する一人でもある。すでに酪農に従事していることは、リース農場事業の要件に適さないのかも知れない。しかし、B氏の対応の中からリース農場事業のシステム上の問題を検討することに不都合はないであろう。これは参入断念という結果についてもいえることである。

B氏がC農場や農協・農業改良普及所などの助言を得て作成した取得案、参入後の収支計画は表3、表4のとおりである[注7)]。B氏の試算は細かく行われている。前掲表や付表4～7の注を参照していただきたい。以上の試算や具体的な参入への取り組みの中で、B氏が気づいたことや聞き取り調査の中から、リース農場事業の問題点を指摘すると、以下の諸点をあげることができる。

1. リース農場事業自体についての認識不足。
2. 同事業で活用できる資金、その条件についての認識不足。
3. 以上から資金の調達・返済計画が確定せず、結果として営農計画、特に譲渡後の収支計画に対しての不安。
4. 農協など地域の農業関係機関の支援策が不明確。
5. 参入(取得)を決断するまでの期間が短い。
6. B氏の場合参入初年目は営農期間を10カ月しか見込めず、経済収支が悪化すること。および譲渡を受ける際に活用する資金は返済のピークを発生させ、単

年度の赤字が発生する。

第3表　取得計画案

資産区分	内　　訳	金　額（万円）
土　　地	作付地　　10 ha	} 2,000
	施設・住宅地　1.3 ha	
施　　設	牛　舎	
	バンガーサイロ	} 1,000
	物置など	
乳　　牛	経産牛　　40頭	} 2,000
	育成牛　　20頭	
農　機　具	トラクター、トラック	} 500
牛舎機器	バルククーラー、パイプラインほか	
飼　料　等		無償譲渡
		計 5,500

（注）1. 買い取り時点ではA農場に上記乳牛頭数がいないため、その頭数分は減額する。
2. この計画案は試算を参考にしたもので、以下の借入金計画とは斉一性をもたない（貸付限度枠、用途など）。

第4表　収　支　計　画

	初年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収　入　A	20,680	26,620	28,200	30,680	32,110
経営費　B	20,260	22,960	23,190	23,412	22,935
生活費　C	3,300	4,000	4,000	4,000	4,000
資金返済　D	558	558	1,958	3,469	3,850
収　支　A－（B＋C＋D）	△3,438	△ 898	△ 948	△ 201	1,325
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
収　入	33,820	33,820	33,820	33,820	33,820
経営費	23,164	23,396	23,630	23,866	24,105
生活費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
資金返済	6,992	7,491	5,975	5,975	5,975
収　支　A－（B＋C＋D）	△ 336	△1,067	215	△ 21	△ 260

（注）　各項目の算出基礎は前掲表による。資金返済は元利合計である。ただし、経営費のうち5年目以降は付表4のサイロ負担を入れておらず、年率1％の上昇があるとして算出している。また11年目以降は付表7でもわかるように年間の資金返済額が急減するので試算期間から除外した。

7. 事業で求められる収支計画の期間では短かすぎる。

8. A氏との土地・施設の評価をめぐる違い。

これらの問題は相互に関連していると考えられる。章を変え、この問題点をもう少し堀り下げて検討することにしたい。

3. 新規参入の問題点

B氏の新規参入への対応から指摘しえた諸点を整理すると、「リース農場事業」を活用した新規参入の問題点を大きく二つに区分することができる。問題点の一つは、リース農場事業の手順といった点から派生する問題であり、他の一つは離農(者)と参入(者)の論理の違いから派生する問題である。これらを順追って検討していくことにする。

(1) 参入の手順をめぐる問題

すでに述べたように、リース農場事業の申し入れは地元市町村サイドで参入を決めた後、公社に申し入れる手順をとっている。参入を決定するためには参入を開始してからの収入の計画・支出の計画、とくに支出面では借入金の返済までも考慮した計画をたてる必要がある。そして、その収支計画により参入の成功が確信できる時に、参入者や地元サイドで参入を決定することになろう。理想や情熱だけで参入が決定されるわけではなく、経済的な裏付けが求められるのである。参入を決意するための収支計画作りは極めて重要なものである。

B氏の事例では参入決定までの期間が極めて短かかった。そのことも影響してB氏はリース農場事業の内容、とくに収支計画を作成するために必要となる事項について、充分理解していたとはいえない。その結果、試算自体に誤りがみられるのである。その典型がリース期間と資金の返済計画に表われている。開発公社によれば、現在のリース期間は5年である。しかし、B氏の試算では土地・施設のリース期間をそれぞれ3年・4年としているのである(付表7)。また、譲渡を受ける際に活用する資金の条件も、資金の据置き期間などが違っている(付表6)。このようにB氏の作成した収支計画は実際参入をした場合とは異なっていたのである。B氏の計画が細部にわたった配慮が行われているだけに、極めて残念な結果である。地元サイドでの参入の決定は、離農者の土地・施設の評価額自体も確定していない中で行われており、極めて不充分な状況で作成された収支計画をもとに参入の決定が行われ

ていたことを知ることができる。

以上の試算の不充分さは、リース農場事業を申し入れる計画書の中にもみられる。申し入れに必要となる計画書の作成期間は、参入開始から10年間である。しかし、現在リース期間は5年、譲渡を受ける際に利用する農地取得資金、総合施設資金の据置き期間は、それぞれ3年、5年である。この条件からすると土地の元金支払いが参入9年目から始まり、11年目に施設関係の元金支払いをむかえ、11年目に借入金の支払いピークをむかえると考えることができる。計画書の作成期間10年間では短かすぎるのである。

次に参入初年目の経済収支に関する点をみてみよう。参入者にとっては初めて経営を切盛りするのが初年目である。周知のように北海道では農家の経済管理に「組合員勘定制度」（以下組勘と略す）が広く採用されている。この組勘の会計年度は1月から12月である。これに対し、リース農場事業の事業年度は4月から翌年の3月である。B氏の事例もそうであったように、資金の蓄積のためにリース期間の5年間を最大限活用するとすれば、4月からの参入が望ましい。しかし、組勘利用を前提にすれば、4月からの参入は乳代収入が3カ月少なくなるのである。ところが、土地利用型酪農が主体である北海道酪農、とくに飼料用とうもろこしの作付の多い畑地型酪農では、飼料作に要する費用のように、収入が3カ月減少しても支出面は3カ月分減少しないのである。このため参入初年目の農家経済は平年よりも悪化する。この状況を回避するため、組勘の事業年度に合わせ1月から参入すると、せっかくのリース期間が4年強になってしまうし、現在の年20戸というリース農場事業の参入農家に入れるかどうかという問題も顕在化するであろう。

これまで述べてきたリース農場事業の手順から派生する問題は、新規参入者の募集という手段で後継者確保を考えている市町村と開発公社との連絡体制の強化などによって、改善しうると考えられる。しかし、そこで問題となるのは離農と参入の論理の違いから派生してくる問題である。この問題がスムースな参入を阻害し、事業の手順から派生する問題を複雑化していると考えることができる。次に、離農と参入の論理の違いから派生する問題について検討しよう。

(2) 離農と参入の論理の違いをめぐる問題

1) 手順上の問題

リース農場事業の特徴は離農者の跡地施設を新規参入希望者に一括譲渡することにある。したがって、同事業の基本的問題は一括取得方式に由来する問題であり、

以下で述べる離農と参入の論理の違いから派生する問題である。

リース農場事業の手順から派生する問題を回避するには、地元市町村と開発公社の連絡体制を強化することである。たとえば、参入を決意するまでの期間を長くとり、地元サイドだけでなく開発公社も加わって参入のための試算を行い、その上で組勘の会計年度に合わせて参入を行うように、リース農場事業の手順を改善する方法が考えられる。このように改善すれば、参入のための試算は充分な期間をかけ作成し、充実した内容をもつ計画にできるであろう。また、地元市町村サイドも急な離農発生であっても新規参入者を広汎に募集する時間的余裕が生まれる。

こうした参入までの期間を充分にとる方法が、何故阻害されるのかを考えてみよう。参入までの期間を延長する方法の第一は、離農者に離農を延期してもらうことである。この参入期間の延長方法は参入者サイドからの考え方であって、数年前から離農することがわかっていればよいが、A氏の事例のように経済的破綻によって、しかも急な離農の場合には、この方法はとれないであろう。一旦営農意欲をなくした離農者に営農を続けてもらっても、さらに赤字を拡大することになりかねないからである。離農を決意した者は、何よりも早く借入金を整理し、利払いを少なくしたいと考えるのではないだろうか。

参入期間延長の第二の方法は、直ちに離農するが、参入までに一定の期間をとり営農を休止する方法である。この方法のほうが現実的であると考えられるが、問題はないであろうか。この場合には、酪農の生産上の特徴を考えざるを得ない。酪農は毎日飼料給与や搾乳といった作業を必要とする経営形態であって、営農の休止はそれが一時的であっても許されず、牛を売却せざるをえない。参入者は参入時に牛を購入するのであるが、離農者が牛を売却してしまった場合には、家畜市場等から購入しなくてはいけない。この場合、都合のよい産次構成や分娩間隔をもつ牛群を構成するために、参入者は苦労することになるであろう。さらに、営農の休止は、それが長期におよべばおよぶ程、草地や施設の荒廃をまねき、参入者の営農にとって不利な条件を蓄積するだけである。

このように酪農のもつ生産上の特徴も要因として加わり、基本的営農条件の整備を望む新規参入者と早期決着を期待する離農者の論理の違いが、スムースな参入・交替を阻害するのである。

2) 経済上の問題

離農と参入の論理の違いで最も大きな問題となるのは、離農者の土地・施設の評価にかかわる問題であろう。離農者は土地・施設を高く評価してもらい、できるだけ多くのお金を残して離農したいであろうし、参入者は以降の営農のためにできるだけ低い評価

を望むと考えられるからである。極めて重大な問題であるが、本稿ではこの問題を検討する用意はない。ここでは一括取得方式を採用していることにより、どのような経済状況の酪農経営が新設されているのかを検討することにしたい。

すでにみたように（表２）、リース農場事業を活用して参入を行っている事例は昭和57年から60年まで30名である。ここで検討する事例は59年までの20戸である。20戸の土地・施設の譲渡価格などを示したのが表５である。

表によると、離農時の負債は６００万から１億円強と極めて巾広いが、4.０００万円以上の負債をかかえた事例が９戸と半数近くを占める。注目すべきは離農前の収支である。この収支は減価償却費・家計費を含まず、借入金元金を含んでいることから農家の経常的所得ともいうべき、単年度の現金所得を示している。つまり、これから家計費を差引いたものがマイナスであれば赤字が増え、負債が累積することを示すのである。家計費を含んでいないにもかかわらずマイナスが11戸ある。農家経済調査によると、北海道平均の農家の家計費は昭和60年で４５０万強であって、この家計費を支出できる経営はわずか３戸である。このように離農者の経営は、借入金の元金支払いを含めると大半は単年度赤字で、負債が累増する状況であったと考えることができる。この点を第一に確認しておきたい。

次に土地・施設を処分した結果についてみてみよう。　離農時の負債額と開発公社の取得価格（土地・施設の評価額）との差（Ｂ－Ａ）をみると、土地・施設を処分しても負債を返済できなかった事例が７戸みられる。もっとも乳牛という資産もあるので、離農後も借金が残ったかどうかはわからない。さらに、負債額と開発公社の土地評価額とを比較すると（C／A）、土地の処分で負債を返済できた。つまり土地評価内に借入金をとどめていた事例は９戸と半数弱で、他の11戸は施設を処分しないと負債を返せず、この11戸のうち７戸は施設を処分しても負債を返済できなかったのである。ここでは土地・施設の評価額の水準については議論できないが、参考までに地価をみると所在支庁の中畑価格より高い事例も５戸みられた。いずれにせよ、離農者の半数は土地処分のみでは負債を返済できず、施設を処分を行えたことが負債支払いのため有利であったといえる。リース農場事業は施設をも含めて参入者に譲渡することが約されており、土地処分を中心に行われる通常の離農よりも離農者にとっては有利であると考えるのは考えすぎであろうか。

他方の、離農者の土地・施設を引き継ぐ参入者の側はどうなるのか、検討しよう。参入者は開発公社の取得価格から、リース期間に支払う施設の償却費などを差引いた額で譲渡を受けるのが、ほぼ開発公社の取得価格が譲渡価格であると考えることができ

表5　土地・施設の評価・譲渡状況

（千円，%）

農家 No.	離農時負債A	離農前収支	公社取得価格B	Bのうち土地C	B－A	C／A %	C／B %	10a当地価
1	32,390	2,678	32,615	26,640	225	82.2	81.7	63
2	113,760	- 710	79,700	63,300	-34,060	55.6	79.4	140
3	48,710	2,175	38,180	27,000	-10,530	55.4	70.7	79>
4	40,000	5,000	21,410	15,000	-18,590	37.5	70.1	56
5	75,000	-11,637	51,014	33,530	-23,986	44.7	65.7	61
6	78,021	- 7,803	53,500	48,750	-24,521	62.5	91.1	125
7	36,800	1,956	44,200	30,300	7,400	82.3	68.6	126
8	19,855	5,828	37,100	21,700	17,245	109.3	58.5	52
9	14,120	3,139	46,150	27,680	32,030	196.0	60.0	69>
10	27,400	6,086	71,200	42,600	43,800	155.5	59.8	92
11	70,000	- 196	77,200	43,650	7,200	62.4	56.5	75>
12	25,000	3,007	46,000	35,600	21,000	142.4	77.4	80>
13	45,000	- 4,164	41,050	25,300	- 3,950	56.2	61.6	58
14	70,000	- 9,754	66,550	43,250	- 3,450	61.8	65.0	50
15	23,000	- 135	43,160	23,600	20,160	102.6	54.7	53
16	55,000	- 1,768	74,660	35,340	19,660	64.3	47.3	51
17	6,250	- 4,864	49,850	41,850	43,600	669.6	84.0	68>
18	20,000	49	44,850	31,900	24,850	159.5	71.1	61
19	10,000	- 1,304	16,180	14,200	6,180	142.0	87.8	58
20	15,000	- 34	48,000	24,500	33,000	163.3	51.0	38

注　1. 道庁酪農草地課資料より作成。
2. 82～84年度の事例である。
3. 離農前収支は家計費・減価償却費は含ず、借入金元金を含む。
4. 地価の>印は所在支庁の中畑価格より高いことを示す。

る。表から譲渡価格の巾は1,600万から8,000万円と離農者の負債額の巾よりも縮小するが、4,000万円以上が15戸と大半を占めていることがわかる。この額に対する土地の割合（C/B）は、土地・施設を評価しても負債を返済できなかった7事例を除き、施設評価分だけ小さくなり、借入金に対する土地担保力といった指数（C/A→C/B）が低下しているのである。特に、土地処分のみで負債を返済できた9事例（

C/A100以上）は、参入者サイドからみた土地担保力（C/B）の低下がはなはだしい。参入の成否はリース期間内の資本蓄積や参入者の携行資金の大小などによって変わると考えられるが、先にみた離農者の単年度収支の劣悪さは、新規参入者の資金償還時の収支悪化の状況を懸念させる。こうした想定はともかく、離農者の土地・施設を一括取得する参入者は、参入を開始する時点において土地評価額を大幅に越える借入金、しかも土地・施設の評価限度に近い借入金をかかえることになるのである。こうした状況は、現状の農業金融が土地担保を背景に行われている中で極めて大きな問題となる。取得する施設の改修などに要する、新たな資金の担保力・信用力が参入者にとって課題になるのである。

4. 若干のまとめと今後の課題

非農家子弟の中にも、農業を自らの職業と決め就業する青年は今後も現われるに違いない。こうした新規参入を支援する体制が少ない中で、一定のリース期間をもうけることによって、その期間に酪農に慣れ、資金の蓄積をも可能にするリース農場事業は極めて貴重な存在であろう。この事業の存在が、全国に比べて北海道での新規参入を多くしている要因の一つであろう。

しかし、リース農場事業にも改善すべき点は存在する。そうした改善点の中でも、既述の離農跡地を一括取得する方式を採用していることに由来する、離農と参入の論理の違いから派生する問題は大きな問題点となっている。リース農場事業の存在は、施設が確実に評価されるのであって離農者にとって有利になる反面、参入者にとっては土地評価を越える借入金をかかえさせることになる。このため参入者の経営は財務構造が劣悪になってしまうのである。こうした状況で参入を開始するのであって、新規参入の創出は、いわゆる「負債農家」の創出としての性格を有するのではないかと懸念されるのである。

このような点が懸念される状況では、地元サイドでは参入者の選定を含め、参入計画を充分に行うなど計画的な取り組みが求められよう[注8)]。ところが地元関係機関の中軸である農協は、新規参入者に対しては複雑な立場に立つ。新規参入に際して、農協は一方では離農者に対して債権者であり、貸付金を回収しなければならない。他方、参入者に対しては新たな組合員の営農条件の整備を考えなくてはならない。その結果、本稿の事例でもそうであったように、農協は新規参入の場合、特に離農者の土地・施設の評価に対しては静観せざるを得なくなる。また、創設される酪農経営は

土地評価額を大きく越える借入金をかかえているため、参入後の投資などに際して、参入者の信用力もかかわり、農協の対応が問題となる。地元サイドでは、農業の長期的展望を考える中で、離農発生にどう対処するかを検討しておく必要があろう。特にペナルティを課せられての生産調整の実施状況下では、既存酪農家との生産限度の枠の調整といった点も検討せねばならない。

これまで新規参入をめぐる問題点を考察してきたが、未だ不十分であり、今後に残された課題も多い。リース農場事業を活用した新規参入を前提に、今後の課題を二点ほど整理しておきたい。

第1は、何故新規参入が進行しているのかという理由についての検討である。北海道農業会議が行った「新規就農者等の受け入れに関する調査」の結果を示したのが表6である。表からもわかるように、市町村の意向は54年当時に比べ、新規参入に前向きになっている。同報告書は、その要因を「近年の農地事情の変化、つまり、全般的な規模拡大意欲の低下、農地需要の減退など」と「新規就農の意義に対する市町村の理解の深まり」をあげている[注9)]。離農発生に伴う農地斡旋がうまくいかず、施設評価も可能になる新規参入が、市町村での離農処理の便法になってはいないかと懸念される。地元市町村が何故新規参入者を求めるのか、その理由を検討しなくてはならないであろう。

表6　新規参入への市町村の意向

		希望する青年がいれば積極的に受け入れたい	それほど積極的ではないが前向きに対処したい	ほとんど考えられない	わからない	その他	計
54年度調査	農業委員会数	10	49	77	3	4	143
	比率(%)	7.0	34.3	53.8	2.1	2.8	100.0
58年度調査	農業委員会数	17	64	33	3	1	118
	比率(%)	14.4	54.2	28.0	2.5	0.8	100.0
今回調査	農業委員会数	15	56	23	2	3	99
	比率(%)	15.2	56.6	23.2	2.0	3.0	100.0

北海道農業会議「新規就農者等の受け入れに関する調査結果報告書」1986. 3. P 6より引用

今後の課題の第2は、離農跡地を一括取得したことによる技術面での改善の問題である。表5で確認できたように、離農者の多くは単年度赤字であった。これが技

術水準の低位性を要因としているかどうかは不明であるが、同一の施設を使用する場合には、参入者が採用しうる技術も限定される。技術水準を向上させるためには施設等の改善も考えなくてはいけない。まして、施設自体が老朽化していたり、バーンクリーナーなどの畜舎施設が更新期にあたっていた場合などは、参入者は新たな投資を必要とする。参入者の中にはバケットミルカーをパイプラインミルカーに更新し、育成牛舎を新設し、譲渡に要する資金のほかにも投資を必要とした事例も存在している。このように参入後の営農にかかわって、取得施設などに問題がなかったのかも検討されなくてはならないであろう。

付表1　リース農場事業の助成措置

区　　分	国・道の助成措置
農用地等	国の制度により無料で貸付する
農業用施設	購入資金年率4.5％のうち1／2助成
施設整備・草地整備	事業資金利子の1／2助成（4％以内）
乳　牛（成雌牛）	
乳　牛（育成雌牛）	購入に要した経費（限度46,000円／1頭）

※　国、道の助成のほか地元市町村、農業協同組合の財政的援助もうけられます。
北海道農業開発公社「リース農場事業のしおり」より引用

付表2　リース農場事業のリース期間

区　　分	内　　容	貸付（リース）期間
農用地等	酪農経営に必要な草地、採草放牧地、施設用地等	5年以内
農業用施設	看視舎、畜舎、サイロ、乾草舎、農具庫等	
施設整備	買入れた施設の整備	
草地整備	草地の整備改良	
乳牛導入	乳成雌牛・乳育成雌牛	3年以内

※　農業機械の導入は、ほかの制度を活用することになります。
付表1に同じ

付表3　リース農場事業の活用資金

資金の種類	貸付対象	利　率	償還期限	貸付限度	融資率
総合施設資金	畜舎等施設、乳牛、農機具、農地	5.0％	25年以内	特認70,000千円	特認　90％
農地取得資金	農地	3.5	〃	20,000	80％
近代化資金	農機具、乳牛	5.5	7年以内	6,000	80％
畜産振興資金	農機具	無利子	10年以内	個人 7,000 法人 28,000	90％

※　総合施設資金と農地取得資金の併用借入は70,000千円の貸付限度となる。
付表1に同じ

付表4　支出（経営費）計画

区　分	金　額（千円）	備　考
肥料費	1,560	
飼料費	8,500	
種苗費	550	
小農具費	80	
農薬費	390	
諸材料費	80	
種付料	320	
衛生費	780	
共済掛金	1,000	
修繕費	1,300	機械、施設、牧冊など全て
消耗品	30	
光熱費	1,300	
賃借および外注費	4,450	{ 土地10 *ha* 1,000　機械センター 1,800 育成牧場 1,650
手数料	750	集乳費、検査料など
租税・諸負担	400	各種団体負担金など
その他管理費	270	研修費、業務費など
その他	500	
小計	22,260	
サイロ	700	4年間のみ
合計	22,960	

（注）1. 中札内村には大型機械のセンターがあり、牧草・コーンの収穫は委託する。
2. 償却費は当面資金返済に充当する。
3. 区分は農家経済調査などとは若干異なる。
4. 初年目（10カ月間）は飼料費、種付料、衛生費、共済掛金、光熱費、賃借料を月割計算し、20,260の支出とした。
5. この支出の中にはリース農場事業を利用した貸付期間中の償却費相当分の支払額は入っていない。

付表5　収入計画

		初年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	……	10年目	販売条件
生乳	頭数	40頭	40	40	40	40	42	42		42	
	出量	200 t	260	272	284	296	315	315		315	90円/Kg
	同上1頭当り	6,000Kg	6,500	6,800	7,100	7,400	7,500	7,500		7,500	
個体販	廃用牛	8頭	10	10	10	10	10	10		10	25万/頭
	雄子牛	17頭	18	18	18	18	18	18		18	4万/頭
	成牛	0頭	0	0	4	5	5	5		5	35万/頭

（注）初年目は10カ月で計算。

付表　借入資金計画

資産区分	対応資金名	借入額（万円）	返済期間
土地	農地取得資金	2,000	25（3）
施設	総合施設資金	1,000	25（7）
乳牛	総合施設資金	1,800	7（2）
その他	構造改革資金	700	7（2）
		計 5,500	

（注）1. 返済期間の（　）内は据置き期間である。
2. この借入金の計画（額､条件）はB氏の希望を示したものであり､リース農場事業を利用する場合や、資金本来の要件と異なる場合があるという。しかし、これらの資金は付表7の年資金返済額（元利合計）を平準化するよう考慮したという。

付表7　資金返済計画

（単位　千円）

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
利子	558	558	558	2,069	2,450	2,335	2,053
元金	0	0	1,400	1,400	1,400	4,657	5,438
計	558	558	1,958	3,469	3,850	6,992	7,498
	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	
利子	2,145	1,542	1,331	1,109	1,085	1,042	
元金	3,830	4,433	4,644	709	1,089	1,132	
計	5,975	5,975	5,975	1,818	2,174	2,174	

（注）付表6にもとづきリース期間を土地3年、施設4年、乳牛3年、その他0年として試算。

注

注1）農業白書および「四全総長期展望作業中間とりまとめ　日本21世紀への展望－国土空間の新しい未来像を求めて－」国土庁計画・調整局編、大蔵省印刷局　1984. 11. P108、177を参照。

注2）農林水産省蚕園芸局普及教育課「農業への新規参入に関する実態調査結果の

概要（未定稿）」1986. 2.

注3) 北海道農業開発公社「リース農場事業のしおり」より引用。

注4) 注2)報告書参照。

注5) 矢島武他『農業法人と協同組合』農政調査委員会、日本農業№14、1962. 10.
七戸長生「全村法人化の展開を基盤にする地域複合システム」『農林統計調査』第28巻第6号、1977. 6.
宮本憲一『現代の都市と農村』第Ⅶ章、日本放送出版協会、1982. 7.

注6) 中札内農協によると、1985年で個人経営140、共同経営法人11、協業経営法人18、個別経営法人19である。このうち協業経営法人を事業所数の75として計算。

注7) B氏が行った試算や参入を断念した経過については、拙稿「離農跡地の取得をめぐる諸問題」『北海道農業の諸問題』農林中央金庫調査部、調査資料61第7号、1986. 10参照。

注8) 本稿のA氏のように離農を決めて直ちに再就職先が決まると、参入者を捜し出せない状況も考えうる。昭和62年度から開始される農水省の利用可能な離農跡地等の情報バンクや新規参入希望者へのガイドセンターの設置事業、北海道開発公社によるリース農場を念頭においた酪農実習生募集が円滑な参入者募集につながる様期待したい。

注9) 北海道農業会議「新規就農者等の受入れに関する調査結果報告書」1986. 3.
P5～6。